

○鳩山町最低制限価格設定要綱

平成24年3月29日告示第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が競争入札により、建設業法（昭和22年法律第100号）に定める建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設定するときの取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(設定対象工事)

第2条 最低制限価格の設定の対象となる建設工事は、一般競争入札により行う競争入札で設計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が3,000万円を超えるものとする。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(最低制限価格算出基礎額の算出方法等)

第3条 最低制限価格算出基礎額は、入札案件ごとに定める割合を消費税及び地方消費税相当額を除いた予定価格（以下「税抜き予定価格」という。）に乗じて得た額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 前項の割合は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額を税抜き予定価格で除した割合（小数点第3位以下切捨て）とする。ただし、その割合が100分の90を超える場合は100分の90とし、100分の70に満たない場合にあつては、100分の70とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (3) 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額（円未満切捨て）
- (4) 一般管理費の額に100分の55を乗じて得た額（円未満切捨て）

3 特別なものについての最低制限価格算出基礎額は、前項の規定にかかわらずその都度税抜き予定価格に100分の90から100分の70までの範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額とする。

(最低制限価格の算出方法)

第4条 最低制限価格は、前条の規定により算出した最低制限価格算出基礎額に無作為（ランダム）に抽出した0.990から1.000までの無作為（ランダム）係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。ただし、ランダム係数を乗じて得た額が税抜き

予定価格に100分の70を乗じて得た額（以下「下限値」という。）を下回る場合は、ランダム係数は乗じないものとし、その下限値（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

（最低制限価格の設定）

第5条 最低制限価格を設定したときは、事務の適正な執行を確保するため、最低制限価格算出書（様式第1号）により最低制限価格を算出し、最低制限価格書（様式第2号）を予定価格調書と同時に作成するものとする。

（入札参加者への周知）

第6条 最低制限価格を設けた一般競争入札を行うときは、公告に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格が設定された入札において、入札価格が最低制限価格に満たない価格をもって申込みをした者は、その入札者を落札者とはしないものとし、再度の入札に参加できないこと。

（落札者の決定）

第7条 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札執行者は、当該入札をした者を落札者とししないものとする。この場合において、入札執行者は入札参加者に対して、施行令第167条の10第2項（施行令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により、当該入札をした者を落札者とはしない旨を告げるものとする。

2 前項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者が存在するときは、入札執行者は、この者のうち最低の価格をもって入札をした者（同価の入札をした者が二人以上あるときは、施行令第167条の9の規定によるくじ引により決定した者）を落札者とする。

3 第1項の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札執行者は、再度入札をすることが出来るものとする。ただし、この場合において、最低制限価格未満で入札をした者は再度入札に参加させないものとする。

（入札経過の報告）

第8条 最低制限価格を設定した場合であって、これを下回る入札が行われたときは、入札結果報告等に当該入札者を失格と決定した旨を記載するものとする。

（最低制限価格の公表）

第9条 第4条の規定により設定した最低制限価格は、入札結果公表時において

併せて公表するものとする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月15日告示第77号）

この告示は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26年2月24日告示第11号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月30日告示第73号）

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年8月15日告示第117号）

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日告示第7号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第42号）

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年10月1日告示第102号）

この告示は、令和3年10月1日から施行する。